

電気工事士免状の書換え申請手続について

令和6年4月1日より、免状交付事務を山口県電気工事工業組合に委託しましたので提出先にご注意ください。

電気工事士免状に記載してある氏名に変更があった場合は、その氏名の書換え申請をすることができます。なお、令和4年1月1日より旧姓使用が可能になりましたので、旧姓のまま電気工事士免状を使用する場合は、書換え申請が不要となります。

また、書換え前の免状を紛失した場合は、事前にお問い合わせください。

1 必要な書類

(1) 様式第43号 電気工事士免状書換え申請書

申請書上部にある納付済証貼付欄に納付済証を貼付してください。

(2) 電気工事士免状

免状を紛失した場合は事前に問い合わせること。

(3) 写真1枚

申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmの大きさに上半身無帽のもの。

裏面に氏名を記入のこと。

(4) 戸籍抄本等

マイナンバーカード（表面）の写しなど書換え理由を証明できる書類であること。

2 手数料 2,700円

3 手数料納付方法（令和8年10月以降）

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。

- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。

（注1）納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

（注2）令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

4 受付期間 随時

5 提出先・問い合わせ先 （書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-0074

山口県山口市中央2丁目4-5 山口中企ビル3階

山口県電気工事工業組合

TEL：083-921-0885